

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

西尾市

平素から、市税につきまして格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。

この手引きを参考に、同封の申告書等に所定事項を記入のうえ、期限までに提出して下さるようお願いいたします。

1 申告が必要な方

毎年1月1日現在、西尾市内に償却資産を所有している方

2 必ず提出いただく書類

- ・ 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 2部複写の1枚目
- ・ 種類別明細書（増加資産・全資産） 2部複写の1枚目

※申告書を郵送される方で「控用」に受付印を希望される方は、
必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

同封のない場合は返信できませんのでご了承ください。

3 申告期限

令和6年1月31日（水）

※期限間近は大変混み合いますので、**1月20日頃まで**にご提出くださるよう
ご協力をお願いいたします。

4 提出先及び問合せ

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田2番地

西尾市役所 税務課 税制・償却担当

※各支所でも受け付けています。

電話（0563）65-2127（直通）

（0563）56-2111（代表）

受付時間 8：30～17：15（土日、祝日、年末年始を除く）

■令和6年1月1日現在の内容で申告をしてください。

■申告書の内容確認のためご連絡をさせていただく場合があります。

電話番号は忘れずに記入してください。

目 次

1. 申告の方法.....	1
2. 償却資産とは.....	2
(1) 申告しなければならない資産.....	2
(2) 申告の対象とならない資産.....	3
(3) 少額資産について.....	3
(4) 大型特殊自動車、小型特殊自動車について.....	3
(5) リース資産について.....	5
3. 国税と固定資産税との主な違い.....	5
4. 償却資産の評価のしかた.....	6
5. 業種別の主な償却資産の例.....	7
6. 課税標準の特例・非課税・減免.....	8
7. 税額の決定.....	10
8. 調査協力をお願い.....	10
9. 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合.....	11
10. 償却資産申告Q & A.....	11
11. 償却資産とその耐用年数の例.....	12
12. 建築設備における家屋と償却資産の区分.....	13
13. 償却資産申告書の記入例.....	14
14. 種類別明細書の記入例.....	16

西尾市の償却資産（固定資産税）の申告は **eLTAX** を利用して電子申告ができます。

電子申告（エルタックス）の利用手続きなどの詳細は、エルタックスのホームページをご覧ください。

エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク電話番号 0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）

ヘルプデスク受付時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始は除く）

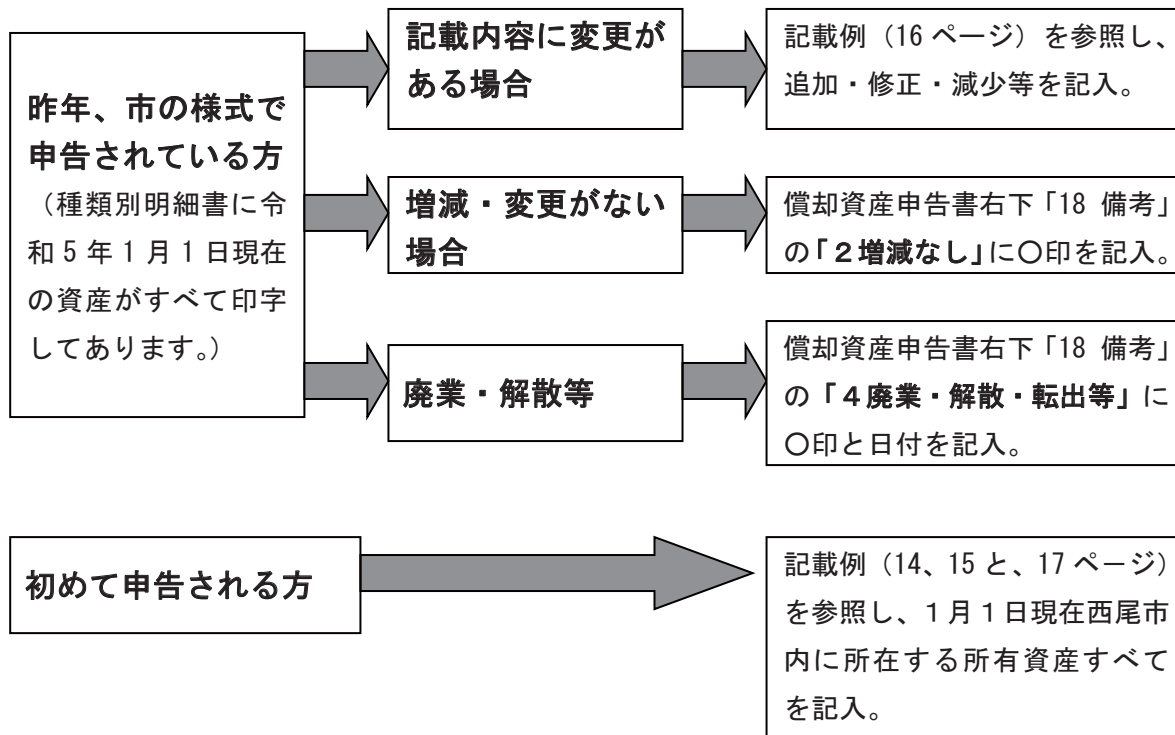
〒445-8501
愛知県西尾市寄住町下田2番地

西尾市役所 税務課
税制・償却担当 行
(償却資産申告書在中)

申告書を郵送で提出する際に
宛名としてご利用ください。

1. 申告の方法

(1) 西尾市様式（一般方式）により申告される場合



(2) 電算処理による独自様式又はエルタックスにより申告される場合

電算処理による独自の様式又はエルタックスでの申告は、**毎年度、種類別明細書にすべての資産を記載して申告（全資産申告）をしてください。**

- ①すべての資産について「評価額」を算定してください。
- ②評価額の最低限度は、取得価額の5%です。
- ③課税標準額の特例の適用がある場合は、その特例率、課税標準額を記載してください。

注意事項

1. 決算期以降、賦課期日（1月1日）までの間に取得した資産についても、申告漏れの無いようにしてください。台帳等が未整理のため、令和6年1月31日までに申告できなかった資産については、台帳等の整理がつき次第、**修正、追加の申告をしてください。**
申告漏れ資産等がある場合、過年度にさかのぼって修正申告をお願いすることがあります。
2. **該当資産のない場合、又は廃業、解散、転出等の場合でも申告は必要です。**申告書の「18 備考」にその旨を記入し、申告してください。
3. 本市から送付した用紙以外のものでも申告される場合は、所有者コードを確認させていただくため、市より送付した償却資産申告書を添付してください。
4. 郵送での申告もできます。本人控えに本市の受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

2. 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している土地や家屋以外の有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものをいいます。1：構築物、2：機械・装置、3：船舶、4：航空機、5：車両・運搬具、6：工具・器具・備品の6種類に区分され、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有する償却資産について、1月31日までに当該償却資産の所在する市町村長に申告をしなければならないと義務付けられています（地方税法383条）。

(1) 申告しなければならない資産

使用可能期間が1年以上（耐用年数が2年以上になるもの）で、取得価額が10万円以上の資産、又は10万円未満の資産であっても減価償却資産に計上している資産は申告が必要です。

なお、下表の資産についても申告が必要です。

資産の種類	申告資産の内容
償却済資産	耐用年数を経過し減価償却が終わっていても、事業の用に使用することができる状態の資産
簿外資産	帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産
遊休資産	稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産
未稼働資産	すでに完成しているが、まだ稼働していない資産
改良費	資本的支出として資産に計上した場合は、新たな資産とみなし、改良された本体と区分して申告してください。
建設仮勘定の資産	その一部が1月1日までに完成し、事業用に使用されている又は使用できる状態の資産
大型特殊自動車	詳細は3ページ(4)大型特殊自動車、小型特殊自動車についてを参照
割賦販売で購入した資産	割賦金が完済されていない場合でも、原則として買主が申告してください。
貸付資産	他者に事業用として貸し付けている資産は、貸付人が申告してください。
福利厚生用に供するもの	従業員の福利厚生としての食堂、医療、娯楽施設等の資産
中小企業者の少額資産 特例対象の資産	詳細は3ページ(3)少額資産についてを参照

(2) 申告の対象とならない資産

- ・自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
※小型のフォークリフトや乗用の小型農耕作業用自動車等は、公道を走行しない場合でも軽自動車税の対象となりますので、市役所税務課にてナンバー登録をしてください。
- ・無形固定資産（ソフトウェア、漁業権、特許権等）
- ・繰延資産（創立費、開業費等）
- ・書画・骨董品などで時の経過により価値が減少しないもの
- ・建物本体及びその所有者が施工した設備等で固定資産税の取り扱い上家屋評価されるもの

(3) 少額資産について

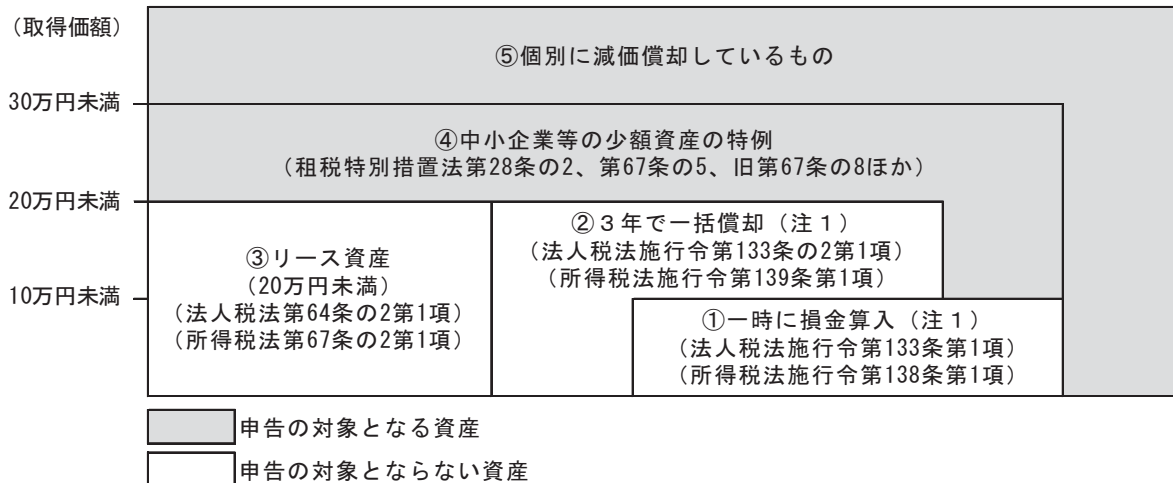
固定資産税（償却資産）において、少額資産の取扱いは次のとおりです。

申告の対象とならない資産

- ①取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ファイナンスリース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降の契約分に限りです）

申告の対象となる資産

- ④租税特別措置法を適用して損金に算入した資産
- ⑤取得価額に関わらず個別に減価償却しているもの



(注1) 一括償却資産の3年償却及び一時に損金算入における対象資産については、令和4年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供するものは除外されました。（一時に貸付けの用に供した減価償却資産）

(4) 大型特殊自動車、小型特殊自動車について

特殊自動車は、車両の大きささと最高速度により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類され、それぞれ異なる税金が課されます。

小型特殊自動車	軽自動車税
大型特殊自動車	固定資産税（償却資産）

特殊自動車の種類

〈道路運送車両法施行規則第2条別表第1より〉

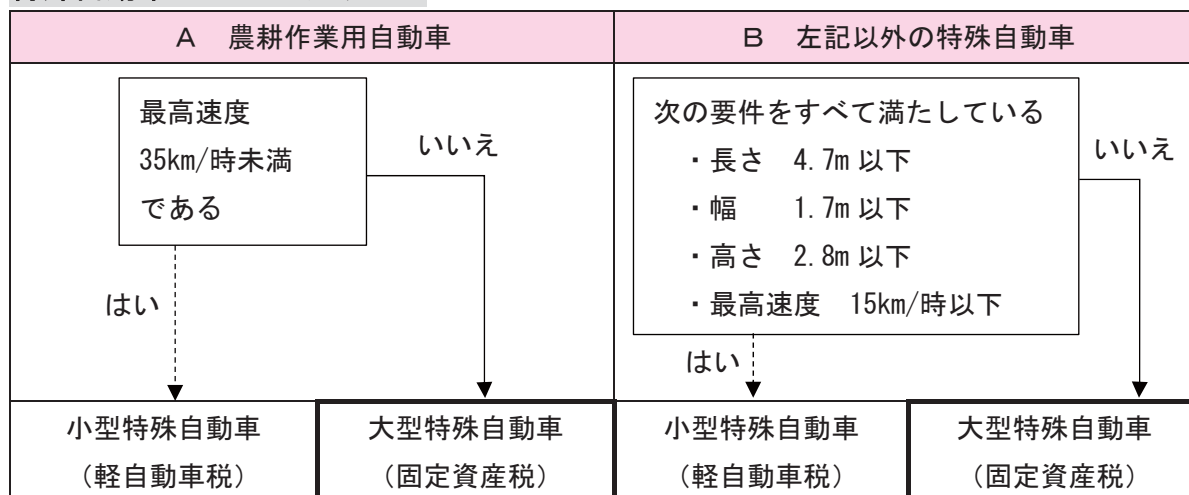
種 別	自動車の構造及び原動機の例	種 別
一般用・建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下表のBへ
農 耕 作 業 用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	下表のAへ
そ の 他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	すべて大型特殊自動車

(参考) 大型特殊自動車の分類番号

大型特殊自動車でナンバーを登録している場合、ナンバープレートの分類番号は以下のようになります。

- ① 建設機械：「0」、「00」～「09」、「000」～「099」 ⇒種類2「機械及び装置」
- ② 建設機械以外のもの：「9」、「90」～「99」、「900」～「999」 ⇒種類5「車両及び運搬具」

特殊自動車のフローチャート



大型特殊自動車をお持ちの方

大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象になります。陸運局の登録の有無にかかわらず、償却資産の申告が必要です。

小型特殊自動車をお持ちの方

小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず軽自動車税の課税対象となります。市役所税務課にてナンバー登録をしてください。

(5) リース資産について

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、資産を借りて事業をしている方が申告する場合に分かれます。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産 (賃借期間が自由に選択できる、期間満了と同時にリース資産は回収・返却されるなど)	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
売買にあたるようなリース資産 (所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が借り主の所有物となるような場合など)	× (申告不要)	○ (申告が必要)

※税務会計（法人税・所得税）において、平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、売買取引として取り扱われることとなりましたが、償却資産の申告につきましては、従来通り貸し主からの申告となります。

3. 国税と固定資産税との主な違い

法人税又は所得税の申告の際、減価償却資産台帳や固定資産台帳を作成されていると思いますが、法人税又は所得税における税務会計と固定資産税では減価償却の取扱いが一部異なりますので、ご注意ください。

項目	固定資産税（地方税法）	国税（法人税・所得税）
償却期間の基準日	賦課期日（毎年1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法	定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	×（注1）	○
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×	○
増加償却（法人税・所得税）	○（注2）	○
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円まで）
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

（注1）固定資産税は、圧縮記帳の制度は認められません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額で申告してください。

（注2）法人税法又は所得税法の規定による増加償却又は耐用年数の短縮が認められた資産については、固定資産税を評価する上で控除額の加算を行うことができます。**適用を受けたことが分かる国税局長の届出書又は承認通知書の写しを、償却資産申告書と併せて提出してください。**

4. 償却資産の評価のしかた

資産の取得年月、取得価額及び耐用年数をもとに、資産ごとに以下の通り計算します。
ただし、個々の資産の評価額は、取得価額の5%が最低限度額です。

(1) 評価額の算出式

前年中（令和5年中）に取得した資産

評価額＝取得価額×減価残存率（前年中取得のもの）

前年前（令和4年以前）に取得した資産

評価額＝前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの）

(2) 計算例

令和5年4月取得、取得価額1,000,000円、耐用年数4年の場合

年 度	評 価 額
令和6年度	1,000,000円 × 0.781 = 781,000円
令和7年度	781,000円 × 0.562 = 438,922円
令和8年度	438,922円 × 0.562 = 246,674円
令和9年度	246,674円 × 0.562 = 138,630円
令和10年度	138,630円 × 0.562 = 77,910円
令和11年度	77,910円 × 0.562 = 43,785円 < 50,000円 (※)

※令和11年度で算出額が取得価額の5%（50,000円）より小さくなりますので、令和11年度以降の評価額は50,000円となります。

[償却資産減価残存率表]

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの			
-	-	-	11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	31	0.964	0.928	41	0.972	0.945	51	0.978	0.956
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901	32	0.965	0.931	42	0.973	0.947	52	0.978	0.957
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905	33	0.966	0.933	43	0.974	0.948	53	0.978	0.957
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908	34	0.967	0.934	44	0.974	0.949	54	0.979	0.958
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912	35	0.968	0.936	45	0.975	0.950	55	0.979	0.959
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	26	0.957	0.915	36	0.969	0.938	46	0.975	0.951	56	0.980	0.960
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	27	0.959	0.918	37	0.970	0.940	47	0.976	0.952	57	0.980	0.960
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	28	0.960	0.921	38	0.970	0.941	48	0.976	0.953	58	0.980	0.961
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	29	0.962	0.924	39	0.971	0.943	49	0.977	0.954	59	0.981	0.962
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	30	0.963	0.926	40	0.972	0.944	50	0.977	0.955	60	0.981	0.962

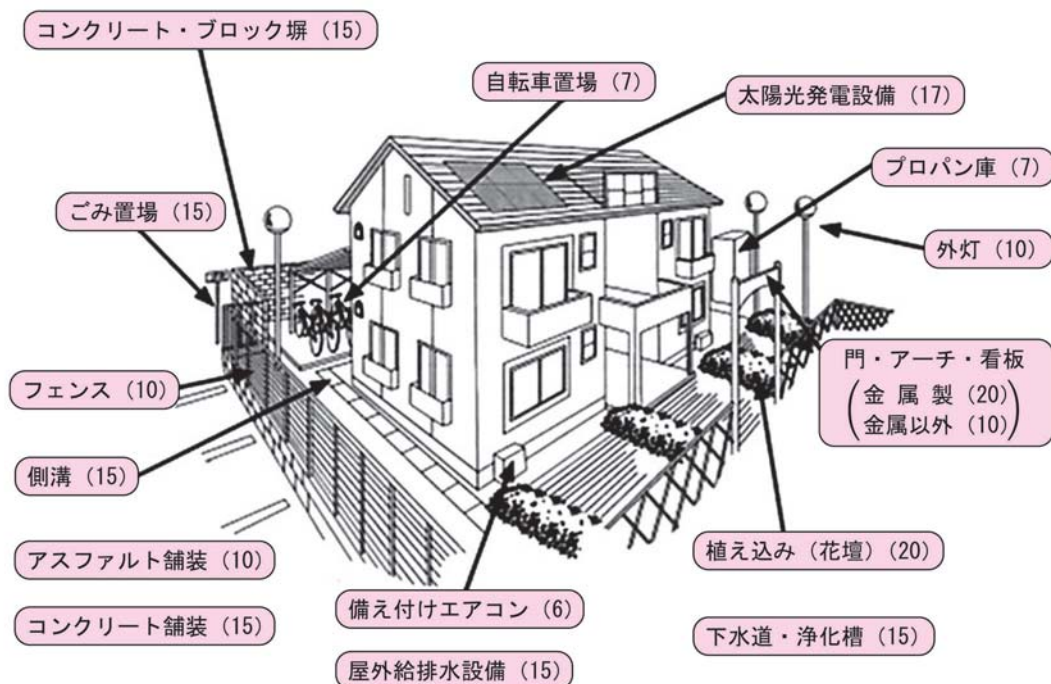
5. 業種別の主な償却資産の例

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各 業 種 共 通 の も の	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園・植栽、門、外構、外灯、看板、 広告塔、中央監視制御装置、簡易間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、 コピー機、レジスター、事務機器、テレビ等
喫茶・飲食店	厨房設備、自動販売機、接客用家具、カラオケ機器、冷蔵庫、室内装飾品等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、タオル蒸器等、ドライヤー、パーマ 器、サインポール等
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
医療・薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、CTスキャン、消毒殺 菌用機器、歯科診療用ユニット等）、薬品戸棚、陳列ケース等
工 場	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削機、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶 接機、構内舗装、福利厚生設備等
農 業	耕運機、農機具、ビニールハウス、農業用設備、給排水設備、果樹棚等
不動産賃貸業	駐車場舗装、自転車置場、屋外給排水設備、フェンス、下水道接続工事、側 溝、太陽光発電設備等 ※下図参照

不動産賃貸業の償却資産の例

共同住宅（家屋は別途課税されます。）

は申告の対象となります。
※（ ）内は耐用年数です。



6. 課税標準の特例・非課税・減免

(1) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条に規定する一定要件を備えた償却資産は、課税標準額が軽減されます。該当する資産については、種類別明細書の摘要欄に適用条項又は特例に該当する旨を記入してください。なお、新たに適用される資産を取得された場合は、事実を証明する書類を添付してください。

課税標準の特例の例

資産の種類		特例率	適用条件	添付書類
公共の 危害防止 施設等	汚水・廃液処理施設	1/2	平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	処理施設設置届出書の 写し、設計図面の写し
	大気汚染物質処理施設	1/2	平成30年4月1日から令和2年3月31日までの取得分	
	ごみ処理施設	1/2	平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	
	一般廃棄物最終処分場	2/3	平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	
	産業廃棄物処理施設	1/3	平成30年4月1日から令和6年3月31日までの取得分	
	廃石綿等又は石綿含有 産業廃棄物の施設	1/2		
	下水道法に規定する 除害施設	3/4	平成30年4月1日から令和4年3月31日までの取得分	
		4/5	令和4年4月1日以降の取得分（注1）	
浸水防止用設備 （課税から5年度分）		2/3	平成29年4月1日から令和5年3月31日までの取得分	浸水防止設備の設置が 確認できる書類の写し
内 航 船 舶		1/2	期限なし	事実を証明する書類

（注1）令和4年4月1日以降取得分は、新たに下水道の排水区域となったことにより、除害施設の設置義務が生じる既存事業者に限る。

再生可能エネルギー発電設備の特例について

特例の対象となる場合、新たに課税されることとなった年度から3年度分の固定資産税が軽減されます。償却資産の申告時に、対象となる設備の認定通知書又は補助金を受けている事が分かる書類の写しを添付してください。

発電設備の種類	対象と特例割合	
太陽光発電設備	固定価格買取制度の認定発電設備	
	固定価格買取制度の認定発電設備 対象外 発電設備 +	出力が千キロワット未満
	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金対象設備	出力が千キロワット以上
風力発電設備	出力が二十キロワット以上	2/3
	出力が二十キロワット未満	3/4
水力発電設備	出力が五千キロワット以上	2/3
	出力が五千キロワット未満	1/2
地熱発電設備	出力が千キロワット以上	1/2
	出力が千キロワット未満	2/3
バイオマス発電設備	出力が一萬キロワット以上 二萬キロワット未満	2/3
	出力が一萬キロワット未満	1/2

中小企業等経営強化法に基づく中小企業者の固定資産税の特例措置について

西尾市では中小企業の労働生産性向上を支援するため、中小企業等経営強化法に基づく「西尾市導入促進基本計画」を策定しています。これにより、先端設備等導入計画を策定し、本市

の認定を受けた設備を新規取得した場合、固定資産税の特例措置を受けることができます。

平成30年6月6日から令和5年3月31日までに計画の認定を受け、設備を取得したものの

新たに課税されることとなった年度から3年度分、課税標準額がゼロとなります。

固定資産の申告を提出する際に、下記の書類を添付してください。

- ① 計画申請書（写）
- ② 計画認定書（写）
- ③ 工業会等による仕様等証明書（写）
- ④ 所有権移転外リースの場合、リース契約書（写）及び軽減額計算書（写）

※計画の認定を受け賦課期日（1月1日）前に設備を取得し、工業会の証明書を追加提出する場合、提出が賦課期日の後になると、初年度の固定資産税の特例の適用はありません。次年度より特例の対象となり、特例の適用は2年間になります。

令和5年4月1日から計画の認定を受け、設備を取得したものの

新たに課税されることとなった年度から3年度分、課税標準額が2分の1に軽減されます。

また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した設備は5年度分、令和7年3月末までに取得した設備は4年度分、課税標準額が3分の1に軽減されます。

固定資産の申告を提出する際に、下記の書類を添付してください。

- ① 計画申請書（写）
- ② 計画認定書（写）
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）
- ④ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写）
- ⑤ 賃上げ方針を伴う計画を申請した（課税標準額の3分の1軽減を希望する）場合、賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）
- ⑥ 所有権移転外リースの場合、リース契約書（写）及び軽減額計算書（写）

※注意事項

- ・西尾市以外で認定を受けた資産は、西尾市では特例の対象とはなりません。
- ・計画の認定より前に取得した設備は特例の対象とはなりません。
- ・計画の変更申請等をしている場合、新規に取得した特例対象資産の、認定を受けた際の書類の写しを添付してください。
- ・西尾市での計画の認定については、商工振興課（0563-65-2168）へお問い合わせください。

（2）非課税となる償却資産

地方税法第348条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産を新たに取得された場合は、税務課償却担当までお問い合わせください。

（3）固定資産税の減免

償却資産が、火災、風害、震災などで被害を受けたときなど、西尾市市税条例等で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

7. 税額の決定

(1) 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が納税義務者です。

(2) 課税標準額

同一人が西尾市内に所有する償却資産について、賦課期日現在の全資産の評価額の合計を課税標準額といいます。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、評価額から軽減額を差し引いた額が課税標準額になります。

(3) 免税点

(2)の課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、固定資産税は課税されません。
ただし、免税点未満であっても、申告は毎年必要です。

(4) 税額

課税標準額×1.4%（固定資産税率）＝税額

(5) 納税

土地や家屋を所有している場合、ひとつの納税通知書にまとめて送付します。

令和6年度の納期は1期（5月）、2期（7月）、3期（12月）、4期（2月）の4回です。

（免税点未満の場合、納税通知書は送付しません。）

(6) 課税台帳の閲覧

償却資産の課税内容を確認されたい場合は、4月1日以降に税務課償却担当（本庁舎2階）で課税台帳の閲覧ができます。課税台帳の写しの交付には、手数料（1枚10円）と来庁者の身分証が必要となります。ただし、縦覧期間中（4月1日から固定資産税の第1期の納期限までを予定）であれば手数料は無料です。

また、本人以外（同居の家族を除く）が来庁された場合には委任状が必要となります。法人からの委任状や申請書には代表者印（法人の実印）を押印してください。

8. 調査協力をお願い

実地調査について

地方税法第353条（質問検査権）及び第408条（実地調査）に基づいて、申告とは別に、資料の提出のお願いや、償却資産の調査に伺うことがありますので、その際はご協力をお願いします。（検査拒否にあたる場合、懲役又は罰金を科されることがあります。）

また、上記の調査に伴って修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年に応じて現年度だけでなく過年度にさかのぼって課税する場合がありますので、あらかじめご承知ください。

国税資料等の閲覧について

西尾市では地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と西尾市への申告内容と差異が見受けられた場合、実地調査を含め、個別に確認させていただく場合がありますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合がありますので、こちらもご承知ください。

9. 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしなかった場合や、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条及び第386条等の規定により、懲役又は罰金刑や過料等を科されることがあります。

10. 償却資産申告Q&A

Q1： 償却資産とはなんですか？

A： 償却資産とは、会社や個人が工場・商店・飲食店・不動産賃貸業などの事業に用いる資産をいいます（土地・家屋を除きます）。例えば、駐車場を貸している場合の駐車場舗装工事などや、飲食店を営んでいる場合の接客用家具や厨房設備などが償却資産にあたります。

Q2： 税務署へ確定申告をしているのですが、市へも申告する必要はありますか？

A： 税務署への申告とは別に、市へも申告していただく必要があります。

Q3： 昨年と資産に変わりありません。申告する必要はありますか？

A： 資産の増減の有無にかかわらず、申告していただく必要があります。

償却資産申告書右下「18 備考」の「2 増減なし」に○印を記入し提出してください。

Q4： 昨年中に廃業しました。市への申告は必要ありますか？

A： 申告していただく必要があります。

償却資産申告書右下「18 備考」の「4 廃業・解散・転出等」に○印と日付を記入し提出してください。

Q5： 耐用年数を過ぎた古い資産でも、申告の必要はありますか？

A： 古い資産で減価償却済みでも、事業のために用いられている資産は申告の必要があります。

Q6： 店舗を借りて事業をしています。どのような資産を申告すればよいですか？

A： 家屋を借り受けた方が取り付けした電気設備、内装工事などです。家屋を借り受けた方に申告していただく必要があります。

☞ 13ページ **12. 建築設備における家屋と償却資産の区分** を参照

Q7： 市内で不動産（共同住宅）を所有して賃貸業を営んでいますが、固定資産税（土地・家屋）はもうすでに納めているので、償却資産の申告は不要ですか？

A： 土地・家屋の課税対象とは別に償却資産の課税対象は存在します。主に共同住宅の外構工事・植込工事などが対象となります。

☞ 7ページ **5. 業種別の主な償却資産の例** を参照

Q8： 共有の資産は、どのように申告すれば良いですか？

A： 個々に申告するのではなく、共有者全員の連名で申告してください。

11. 償却資産とその耐用年数の例

(抜粋)

資産の種類		細目	耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数
1	構築物 及 建物附属設備	ビチューマルス路面	3	打込み井戸	10	広告用のもの { 金属造 その他	20
		アスファルト路面	10	工場緑化施設	7		10
		コンクリート路面・砂利道	15	庭園	20	農業用ハウス { 鉄骨造 ビニールハウス	14
		金属製へい	10	仮設建物	7		8
		ブロックべい	15				
	建物附属設備	可動間仕切り { 簡易なもの その他のもの	3	屋外消火栓	8	アーケード・日よけ設備	15
			15	屋外給排水設備	15	冷暖房設備 { 22kw以下のもの その他のもの	13 15
2	機械及び 装置	食料品製造業用設備	10	化学工業用設備		電子部品、デバイス	
		繊維工業用設備		臭素、よう素又は塩素、		又は電子回路	
		炭素繊維製造設備		臭素若しくはよう素化合	5	製造業用設備	
		黒鉛化炉	3	物製造設備		光ディスク製造設備	6
		その他の設備	7	塩化りん製造設備	4	プリント配線基板製造設備	6
		その他の設備	7	活性炭製造設備	5	フラットパネルディスブ	
		木材又は木製品製造業用設備	8	ゼラチン又は	5	レイ、半導体集積回路又	5
		印刷業又は印刷関連業用設備		にかわ製造設備		は半導体素子製造設備	
		デジタル印刷システム設備	4	半導体用フォト	5	その他の設備	8
		製本業用設備	7	レジスト製造設備	5	道路貨物運送業用設備	12
		新聞業用設備		フラットパネル用カラー		運輸に附帯する	
		モノタイプ、写真	3	フィルター、偏光板又は偏	5	サービス業用設備	10
		又は通信設備		光板用フィルム製造設備		飲食料品小売業用設備	9
		その他の設備	10	その他の設備	8	その他の小売業用設備	
		その他の設備	10	生産用機械器具製造業用設備		ガソリン又は液化石	8
		プラスチック製品製造業用設備	8	金属加工機械製造設備	9	油ガススタンド設備	
		ゴム製品製造業用設備	9	その他の設備	12	その他の設備	
		金属製品製造業用設備		業務用機械器具製造業用設備	7	主として金属製のもの	17
		金属被覆及び彫刻業又は		電気機械器具製造業用設備	7	その他のもの	8
		打はく及び金属製ネーム	6	情報通信機械器具製造業用設備	8	飲食店用設備	8
プレート製造業用設備		輸送用機械器具製造業用設備	9	洗濯業、理容業、美容			
その他の設備	10	農業用設備	7	業又は浴場業用設備	13		
はん用機械器具製造業用設備	12	林業用設備	5	自動車整備業用設備	15		
3	船舶	モーターボート	4	ボート・ヨット	5	和船	8
5	車両及び運搬具	フォークリフト	4				
6	工具、器具 及び備品	金型	2	切削工具	2	治具及び取付工具	3
		測定又は検査工具	5				
		事務机・椅子 { 金属製 その他	15 8	複写機・計算機	5	広告器具 { 金属製 その他	10 5
		応接セット { 接客業用 その他	5 8	レジスター・タイムレコーダー		金庫 { 手さげ金庫 その他	5 20
		陳列たな { 冷凍機付又は冷蔵機付 その他	6 8	電子計算機 { パソコン その他	4 5	理・美容機器	5
		・ケース		インターホン・放送用設備	6	レントゲン { 移動式・救急医療用 その他	4 6
		テレビ・ステレオ等音響機器	5	電話設備 { デジタルボタン交換設備等 通信機器	6 10		
		冷暖房用機器	6	試験・測定機器	5	歯科診療用ユニット	7
		電気冷蔵庫・洗濯機	6	カメラ・映写機・望遠鏡	5	自動販売機・両替機	5
		その他電気ガス機器	6	写真制作機器	8	焼却炉	5
		看板・ネオンサイン	3				

12. 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区分して評価します。家屋と設備の所有関係の違いにおいて一部取り扱いが変わる設備がありますので下表を参考にいただき償却資産の申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	内壁・床・天井仕上・店舗造作等工事一式	○			○
	受変電設備	設備一式（キュービクル等）		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント	屋外設備一式		○		○
	設備、照明器具設備	屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等		○		○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等		○		○
	インターホン	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ 配管・配線等		○		○
	火災報知器	設備一式	○			○
太陽光発電設備	屋根などの上に設置してあるもの 屋根材として葺いてあるもの		○		○	
給排水衛生設備	給排水設備	家屋以外に設置されたもの、屋外に設置されたもの、引込工事、特定の生産又は業務用設備 家屋に設置されたもの（特定の生産又は業務用設備を除く）		○		○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用） 局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等）、中央式給湯設備		○		○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		○		○
	衛生設備	洗面器、トイレ設備、ユニットバス、キッチンユニット等	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等 家屋以外に設置されたもの 消火栓設備、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等		○		○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		○		○
その他の設備	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、家屋以外に設置されたもの エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等		○		○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		○		○
	その他の設備	冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機等設備本体、看板、ネオンサイン、文字看板、簡易間仕切り（衝立等）、駐輪設備、自動販売機、ゴミ処理設備、メールボックス、客席、応接用備品、カーテン・ブラインド等 自動ドア設備		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、舗装、庭園、側溝等）		○		○

13. 償却資産申告書の記入例

※複写式ですので、ボールペンで記入してください。

〔3個人番号又は法人番号〕
マイナンバーである個人番号、又は法人番号を記入してください。(個人番号は右詰めで12桁記入してください)

〔所有者コード〕
自社様式用の紙で申告する場合は、必ず記入してください。(本市の申告書も必ず添付してください)

〔4事業種目〕
主たる事業種目を具体的に記入してください。
〔5事業開始年月日〕
個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。
〔6この申告に回答する者の係及び氏名〕
この申告について回答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
〔7税理士等の氏名〕
経理を委託している場合は、その税理士の氏名・電話番号を記入してください。
〔8~14短縮耐用年数の承認等〕
該当するものを○で囲んでください。

〔15市(区)町内における事務所等資産の所在地〕
資産の所在地が所有者の住所以外の西尾市内にある場合は、記入してください。
〔16借用資産〕
土地・家屋以外のリース資産などの有無について、該当するものを○で囲んでください。
なお、借用資産がある場合は貸主の名称等を記入してください。
〔17事業用家屋の所有区分〕
該当するものを○で囲んでください。

〔所有者(1住所、2氏名)〕
印字されている住所・氏名に誤りや変更等があれば、修正部分に線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
所有者が法人の場合は、代表者の氏名を記入してください。
屋号があれば記入してください。

〔取得価額〕
〔前年前に取得したもの(イ)〕
令和5年1月1日現在の所有資産の取得価額の合計が印字してあります。
申告もれ資産がある場合、又は印字した資産の取得価額に修正がある場合は訂正してください。

〔前年中に減少したもの(ロ)〕
前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

〔前年中に取得したもの(ハ)〕
前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

〔計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)〕
(イ)-(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別に記入してください。

令和 6 年 1 月 10 日
西尾市長
令和 6 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

第二十六号様式(提出用)

※所有者コード

1 住所 (又は納税通知書送達先)	445-8501 ニシオシ ヨリズミチヨウ シモダ 22 バンチ 西尾市寄住町下田22番地 (電話 56-2111)	3 個人番号又は法人番号(注)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	ニシオ テッコウ 西尾鉄工株式会社 代表取締役 西尾 一郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額)	自動車部品製造 300 百万円	9 増加償却の届出	有・無
		5 事業開始年月	556 年 4 月 3 月 ※法人決算月	10 非課税該当資産	有・無
		6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課 愛知 一郎 (電話 56-2111)	11 課税標準の特例	有・無
		7 税理士等の氏名	甲野会計事務所 甲野 三郎 (電話 51-1111)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
				14 青色申告	有・無

資産の種類	取 得 価 額			計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	
1 構築物	1350000	300000	600000	1650000
2 機械及び装置	550000	150000	700000	1100000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1050000 850000			1050000
7 合 計	7900000 7700000	1800000	7600000	13700000

記入の必要はありません。ただし、電算処理による全資産申告をされる場合には記入してください。

資産の種類	評 価 額 (ホ)			決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
	十億	百万	千		
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合 計					

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 西尾市港町10

②

③

16 借用資産 (有・無) 西尾市竹山町100 竹山リース株式会社 52-8765

17 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけて下さい。
① 資産増減あり ② 増減なし ③ 該当資産なし
④ 廃業・解散・転出等(年 月 日)
(添付書類) 先端設備の特例に関する書類の写し

受付	異動(無)有	処理	電算
----	--------	----	----

(名変 住変 廃業 新規)

〔18備考(添付書類等)〕
該当するものがある場合に○で囲んでください。また、参考となる事項があれば余白に記入してください。
1 資産増減あり 前回の申告以降に資産の異動があった場合
2 増減なし 前回の申告以降に資産の異動がない場合
3 該当資産なし 新規事業者等で申告する資産がない場合
4 廃業・解散・転出等(年 月 日) 廃業・解散等の場合、その年月日を記入

14. 種類別明細書の記入例 (その1)

(前年、西尾市の様式で申告されている方)

※複写式ですので、ボールペンで記入してください。

○前年、西尾市の様式で申告された方

令和5年1月1日現在の所有資産が印字してあります。令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産及び売却・減失・移転等により減少した資産がある場合、又は印字内容に変更がある場合に記入してください。

所有者コード		取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準額	課税標準率	備考	I 枚のうち I 枚
1	2	年号	月								
01	1	13	6203	1050000	10	0					
02	2	13	6303	300000	10	0					
03	3	13	6301	1500000	09	0					
04	4	14	0609	3500000	10	0					
05	5	14	0705	500000	10	0					
06	6	14	1508	350000	05	0					
07	7	14	1908	500000	05	0					
08	1	15	0504	600000	10	0					
09	2	25	0505	3500000	09	0					
10	2	14	2004	500000	09	0					
11	2	15	0511	3000000	05	0					
12	6	15	0404	200000	05	0					
13											
14											
小計										13700000	

令和6年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

〔増加事由〕
 1 新品取得
 2 中古資産取得
 3 移動による受入れ
 4 その他

減少した資産は資産の名称から二重線で消してください。

印字内容に誤りがある場合は該当箇所を訂正してください。

〔摘要〕
 下記に該当する資産については、例のように記入してください。
 ・課税標準の特例の適用のある資産
 ・中古見積耐用年数を適用している資産
例「中古見積」
 ・増加償却の届出をした資産
例「増加償却」

記入の必要はありません。ただし、電算処理による全資産申告をされる場合には記入してください。

〔資産の種類〕
 1 構築物
 2 機械及び装置
 3 船舶
 4 航空機
 5 車両及び運搬具
 6 工具・器具及び備品

〔取得年月〕(年号)
 3 昭和
 4 平成
 5 令和

〔取得価額〕
 資産を取得するために要した費用(引取運賃、保険料、手数料、据付費等の付帯費を含む)を記入してください。圧縮記帳は認められませんので、圧縮前の取得価額を記入してください。

〔耐用年数〕
 「減価償却資産の耐用年数に関する省令」により該当する年数を記入してください。

注意1 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。
 注意2 平成20年度税制改正による、耐用年数の修正の場合は、「摘要」の欄に○印を付けてください。

